

大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立住之江区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会
住 所 大阪市住之江区御崎4丁目6番10号
代表者 中野 紀久雄

2 指定管理予定期間

平成31(2019)年4月1日～平成36(2024)年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成30年6月29日～平成30年8月31日
現地見学会	平成30年8月2日
申請書の受付期間	平成30年8月23日～平成30年8月31日

(2) 審査経過

第1回 平成30年6月22日
第3回 平成30年9月11日

(第2回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

(3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会
社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	34	34	28	30	31.50
	市費の縮減	50	50	48	48	50	49.00
	申請団体	5	5	4	3	5	4.25
	社会的責任・市の施策との整合	10	2	2	2	2	2.00
	合計	100	91	88	81	87	86.75
社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	21	24	18	26	22.25
	市費の縮減	50	47	45	44	47	45.75
	申請団体	5	3	4	3	1	2.75
	社会的責任・市の施策との整合	10	9	9	9	9	9.00
	合計	100	80	82	74	83	79.75

(5) 選定理由

大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者の選定にあたっては、2団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。特に、地域特性を把握したうえで事業内容を提案している点と、老人福祉センターの利用が少ない60代の高齢者に対しては、就業している方が多いことを考慮し、週末に実務的な教養講座の開催を検

討するなど、工夫を凝らした事業計画としている点は評価できる。

優れた取り組みについては、引き続き実施するとともに、今後も幅広いニーズに対応した事業をさらに実施し、利用者の増加につながる取り組みを実施することを期待する。

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会については、具体的な地域の特性や課題を把握した提案となっておらず、また、事業計画は実効性に不安が残る提案であった。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会が、大阪市立住之江区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

池田 淳子	(認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 理事)
神部 智司	(大阪大谷大学 人間社会学部 人間社会学科 教授)
西村 幸平	(公認会計士)
野村 恭代	(大阪市立大学大学院 生活科学研究科 生活科学部 准教授)

担当：福祉局高齢者施策部いきがい課
電話：06-6208-8054